

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
高砂市立小中学校の臨時休業等の考え方

令和4年8月

**【学級閉鎖】**

○学校医等の助言等を踏まえ、以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を行う。（※ただし、学校に2週間以上来ていない者等の発症は除く。）

学級閉鎖の期間は、学校医等の助言等を踏まえ、決定する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

※上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染を防止する観点であることから、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わない。

ただし、感染状況等により必要な場合は、学校医等と相談の上、助言等をふまえ疫学調査や学級閉鎖を検討する。

○学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

**【学年閉鎖】**

○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を行う。

**【学校全体の臨時休業】**

○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を行う。